五　鳥類に属する動物（指定検疫物等を除く。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）の施行の日（令和八年七月一日）から施行する。

○農林水産省令第四十七号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）及び家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する等の政令（令和八年政令第二百十七号）の施行に伴い、並びに家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項、第十三条第四項、第二十五条第六項、第二十六条第六項、第二十八条第二項、第三十六条第一項、第三十六条の二第二項、第三十七条、第三十八条、第三十八条の二第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十五条第一項第二号、第四十六条の十九第一項、第四十六条の二十第一項、第五十一条第四項、第五項、第六項及び第八項、第五十四条並びに第六十二条第一項並びに家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第二項及び第九条の二第一項の規定に基づき、並びに家畜伝染病予防法を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

令和八年六月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する等の省令

（家畜伝染病予防法施行規則の一部改正）

第一条　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
（特定家畜伝染病）	
第一条の三　法第三条の二第一項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、牛海綿状脳症（法第二条第一項の表十六の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）とする。	
第十条　法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。	
監視伝染病の種類	命令を行う場合
一　牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、ランピースキン病、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。）、類鼻疽、トリパノ	（略）

改正前	
（特定家畜伝染病）	
第一条の三　法第三条の二第一項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、牛海綿状脳症（法第二条第一項の表十五の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）とする。	
第十条　法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。	
監視伝染病の種類	命令を行う場合
一　牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。）、類鼻疽、トリパノソーマ症、トリコ	（略）

五　鳥類に属する動物（指定検疫物を除く。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）